

パン企業年金基金加入者の皆様へ

iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額の改正について

令和6（2024）年12月より、iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額が改正されます。この改正により、iDeCoに加入されている場合の掛金の拠出限度額は、確定給付企業年金（以下、「DB等」といいます。）の掛金額を使用して算定した金額となります。

（詳細は、[厚生労働省 HP](#)をご参照ください。）

【改正後の iDeCo の拠出限度額（月額）】

5. 5万円－企業型 DC（企業型確定拠出年金）の事業主掛金額－DB等の掛金相当額（ただし、2万円が上限）

当基金の「DB等の掛金相当額」については、事業所担当者様にお問い合わせください。

※ご留意点

この変更に伴い、令和6（2024）年12月以降、iDeCoに加入されている場合の掛金の拠出限度額が小さくなるまたは掛金を拠出できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

詳細につきましては、[厚生労働省 HP](#)をご参照頂くか、もしくは国民年金基金連合会（iDeCoの実施主体）にお問い合わせください。

以上